

## 秋田地方裁判所委員会第13回議事概要

秋田地方裁判所事務局総務課

### 1 開催日時

平成21年2月2日（月）午後3時から午後5時まで

### 2 場所

秋田地方裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員，敬称略，五十音順）

河村吉晃，佐川博之，佐野元彦，杉山陽子，高山万紀子，竹中智子，三浦清

（オブザーバー）

柴田雅司裁判官

（説明者）

小野事務局長，相馬民事首席書記官，青山刑事首席書記官，今野事務局次長

（庶務）

鈴木総務課長，武田庶務係長，星書記官，菊池事務官

### 4 議事

#### (1) 開会

#### (2) 秋田地方裁判所長あいさつ

#### (3) 委員長選出

委員長として秋田地方裁判所長の河村委員を選出した。

#### (4) 委員長による職務代理者の指名

秋田地方裁判所委員会規則第6号3条に基づき，委員長の職務代理者に馬場委員を指名した。

### 5 テーマについて

#### (1) 裁判員制度について

冒頭，説明者が，裁判員候補者に対する名簿記載通知等送付後の状況及び裁判員制度の円滑な実施に向けた取組状況を説明し，委員から次のような意見が出された。

※□が委員長，■が委員，◎がオブザーバー，○が説明者の発言（以下同じ。）

■ これまで，裁判所等が裁判員制度についての広報活動を行い続けてきたことにより，一般市民も制度の概要はつかめてきていると思う。被害者参加制度という新しい制度もできたが，実際の法廷で，殺人現場の証拠写真などを見ることは，裁判員や被害者にとって相当負担がかかるように思われる。裁判所では，このような不安をできる限り軽くするためにどのようなことを考えているか。

◎ 裁判員については，事件を適切に判断するために，証拠調べの際に，遺体の写真を見ざるを得ないこともあると思う。その際，裁判所としては，その必要性を事前に説明し，裁判員の心の準備を促したいと考えている。

また，裁判員が負担を感じるであろう証拠については，公判前整理手続で，裁判官・検察官・弁護士の三者が予め負担軽減策を検討しておくことも考えられる。

被害者については，証拠の開示について，検察官が遺族の了承を得るのではないかと思われる。

■ 3月2日から実施予定の模擬裁判では被害者参加を想定しているのか。

◎ 想定していない。その理由は，12月の被害者参加制度施行直前に行った模擬裁判で，被害者参加を想定した裁判を行ったところである。

■ 秋田では，裁判員制度の運用面での基準は固まっているのか。また，将来において見直しは行われるのか。

◎ 運用面では，裁判体による検討がなされており，議論や提言が行われている。それらを踏まえ，今後，運用面での基準が固まると思われる。制度については，3年後に検討を加え，見直しをすることとされている。

■ 裁判員制度について，今後，想定外の質問や辞退事由も出てくるかと思われるが，いろいろな事例を集積し，裁判員制度がよりよくなるように運用してもらいたい。

◎ 制度開始後の事例の集積を3年後の制度見直しに生かしていきたいと考えている。

- 裁判員制度の理解を深めるために、学校教育の中で制度に関する周知をしてもらってはどうか。
- 現在は、各学校や企業を対象とした見学会や出前講義を行っている。制度開始後もPRは必要なので、今後も継続して行っていきたい。
- 学校教育のほか、会社に入社する際に、経営者等から説明してもらうのもよいのではないか。また、裁判員休暇の創設を目的とした就業規則の変更をする機会に、更に裁判員制度についての説明を繰り返してもらうことはどうか。
- 裁判所のパンフレットを見ると、司法のことが分かりやすく書いてあるが、裁判員制度のPRだけでなく、司法全般を市民一般にPRしていくことも大事なのではないか。
- 裁判所としては、一般市民に、裁判員制度だけではなく、司法全般に対する理解を深めてもらうため、PRを強めていきたいと考えている。
- 秋田の裁判所で実施している法廷傍聴兼説明会について、どのように広報しているのか。
- 現在、ホームページに掲載情報に掲載しており、また、各市町村の広報誌や新聞社等に掲載の依頼をしているところである。法廷傍聴兼説明会は、今後、毎月実施していくことを考えており、PR活動も工夫し、広げていきたい。
- 裁判員制度の開始も近づいており、制度に関するFAQなどについて、すぐにアクセスできるものがあれば便利である。広報活動は様々な媒体を利用して行う必要があるが、市役所の窓口等も有効なのではないか。被害者支援センターは外で活動することも多く、新社会人や町内会に対して啓発する機会もあるので、その際に一緒に裁判員制度に関するPRを行うことができればよいと考える。
- インターネットや行政機関に対する広報だけではまだ不十分であると感じる。ビデオやDVDを活用するなど、PRの内容にも工夫が必要ではないか。
- 裁判員制度に関する説明について、現在、魁新聞に掲載されている「くら

しの税ミナール」のようなコラムを掲載したり，対談を行ったりするのも有効ではないか。

## (2) 利用しやすい裁判所について（民事関係）

冒頭，説明者が，裁判所の手続案内窓口と他の相談機関との実質的連携の在り方を検討している旨を説明したほか，裁判所のIT化について，民事執行事件における取組状況等とインターネット利用によるBITシステム（競売物件情報提供システム）を実演しながら説明した。これに関し，委員から次のような意見が出された。

- 民事執行事件における入札率，入札者の内訳はどのようになっているのか。また，個人と業者ではどちらが多いのか。
- 秋田県については，入札者の3割から4割程度が個人で，その余が業者のようである。
- 落札後は，代金納付期限が1か月以内と定められており，住宅ローン等を考えている人にとっては，厳しい制度なのではないか。
- 入札者は個人も多いが，その中には，金融機関から融資を受けている人も多数見受けられる。金融機関の方でも，期限に間に合うよう融資を行っているようである。また，融資の時期などの具体的な事情によっては，裁判所において，代金納付期限を延ばすなど柔軟な対応もしている。
- BITシステム導入後の売却率は増えているのか。
- 売却率が飛躍的に伸びたという明確な数字はない。より一層の周知が必要であると考えている。
- BITシステムによる競売物件情報の提供は，業者には理解しやすいかもしれないが，一般市民には理解しにくいのではないか。
- 競売不動産の価額は，市場に比べて安いのか。
- 買受けが可能な下限は，不動産鑑定士が評価した一般の取引市場価格から3割から4割程度安くなっているが，それ以上の申込者の中で最も高額で買受けを希望した人が買い受けることになる。
- 競売物件の写真を見たり，建物の中を見たりすることはできるのか。

- B I Tシステムからダウンロードして物件の写真を見ることも可能である。また、差押債権者の申立てにより入札前に実際に建物の中を見ることができる「内覧」の制度もあるので、活用していただきたいと考えている。

## 6 次回委員会について

- 次回委員会は、平成21年5月27日（水）午後3時に開催することとする。

## 7 閉会